

相談機関一覧

ひとりで悩まないで!! まず相談してください

概要版

福知山市

相談名	内 容	申込・問い合わせ先
人権相談 心配ごと相談	差別、いじめ、虐待、子どもや高齢者の人権、 その他人権に関すること	人権推進室 TEL 24-7021
女性相談	自分の生き方や性格、結婚、離婚、夫婦、男女関係、 親子関係、対人関係、配偶者・恋人からの暴力(DV)、 セクシュアル・ハラスメント、人に話しにくい悩みなど	人権推進室 TEL 24-7022
家庭児童相談	育児、養護、虐待など子どもに関すること	子育て支援課 TEL 24-7066
子ども教育相談	不登校、非行、育児、就学援助、進路、発達障害、 情緒不安定、発達検査など	教育相談室 TEL 24-3749
身体障害者相談	在宅で身体障害のある人の日常生活の向上のための相談	社会福祉課
身体障害者巡回更生相談	本人や家族の人を対象に生活全般にわたる相談	TEL 24-7017
消費生活相談	消費生活に関する苦情相談	生活交通課 TEL 24-7020
行政相談	国、府、市、公団などの役所に対する要望、苦情などに関すること	市長公室 TEL 24-7027
司法書士法律・登記相談	不動産登記、帰化申請手続き、多重債務ほか	市長公室 TEL 24-7027

京都府

相談名	内 容	申込・問い合わせ先
人権相談	差別、虐待、いじめなど	中丹広域振興局福知山総合庁舎 TEL 22-3901
外国籍の人のくらし相談	外国語による相談 (月)(火)英語、(水)スペイン語、 (木)ポルトガル語・タガログ語、(金)中国語、(土)韓国・朝鮮語	(財)京都府国際センター TEL 075-342-0088
エイズ相談・検査	予防相談や検査(エイズ検査は匿名可)	京都府中丹西保健所 TEL 22-6381
犯罪や事故に遭われた方、ご家族の相談	犯罪や犯罪に類する行為、交通事故、災害などに遭われた 被害者とその家族などの悩みの解決や心のケアなどを支援	京都犯罪被害者支援センター TEL 0120-607830
自殺予防	ひとりで悩まないで、こころの苦しみをお話しください。 自殺予防 いのちの電話	京都いのちの電話(年中無休) TEL 075-864-4343

全 国

相談名	内 容	申込・問い合わせ先
人権相談	差別、虐待、パワーハラスメントなど様々な人権問題 についての相談	ナビダイヤル TEL 0570-003-110
子どもの人権110番	いじめや体罰、不登校や親による虐待など	TEL 0120-007-110
女性の人権ホットライン	夫・パートナーからの暴力など	ナビダイヤル TEL 0570-070-810
日本司法支援センター法テラス	相続・借金・離婚・労働問題・犯罪被害など	TEL 050-3383-5433

福知山市市民人権環境部人権推進室【〒620-0035 福知山市字内記100番地】

TEL 0773-24-7021・7022(直通) FAX 0773-23-6537(代表)

HP <http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/>

第3次福知山市人権施策推進計画

いのち輝き ゆめプラン

福知山市市民憲章

「幸せを生きる」

わたしたちは、ふるさと福知山を“幸せの舞台”にします。
水清い由良川、緑濃い山々、行き交う人々。
生き生きとして、伸び伸びとしたふるさとをつくります。
わたしたちは、ひとりひとりの中に
人生を自由で美しいものにする力を持っています。
そのわき出る力を集め、四季を愛し、命を尊び
共に幸せを生きます。



福知山市

第1章 国内外の動向と福知山市の取組

1 國際的な動向

2004年 「人権教育のための世界プログラム」の国連決議 第3段階(2015年～2019年)
2006年 「障害者の権利に関する条約」国連採択

2 国の動向

2002年 「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定
2008年 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」関係閣僚会議で決定
2014年 「障害者の権利に関する条約」批准
2016年 「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行

3 京都府の動向

2009年 「みんなでつくる『あったか京都』指針」策定
2011年 「新京都府総合計画」にかかる「明日の京都」策定
2016年 「第2次新京都府人権教育・啓発推進計画」策定

4 福知山市における人権施策の取組

(1)「推進計画」の策定

福知山市人権施策推進計画(2008年) ← 人権教育のための国連10年福知山市行動計画(2001年)

(2)課題別の取組

同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍の人などの人権問題を解決するための施策(身元調査お断り運動、人材育成事業、被害者の保護、自立支援など)

(3)人権教育と啓発の取組

参加体験型学習など人権講座の開催、街頭啓発、広報や啓発紙の発行など

(4)市民協働・人材育成などの取組

市民参画・市民協働による人権施策の推進、あらゆる差別を見逃さない豊かな人権感覚を持った人材の育成、人権施設の機能充実

(5)保護・救済の取組

多様な相談に対応できる各種相談窓口の設置、対応マニュアルの整備や関係機関とのネットワークの充実

(6)意識調査の結果から明らかとなった今後の取組の方向性

①人権教育・啓発の推進②魅力ある人権講座の開催③相談窓口の周知と充実、関係機関とのネットワークの強化④災害時に
おける課題に応じた配慮⑤福知山市ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、総合的な施策の推進

第2章 「人権施策推進計画」策定の趣旨と基本理念

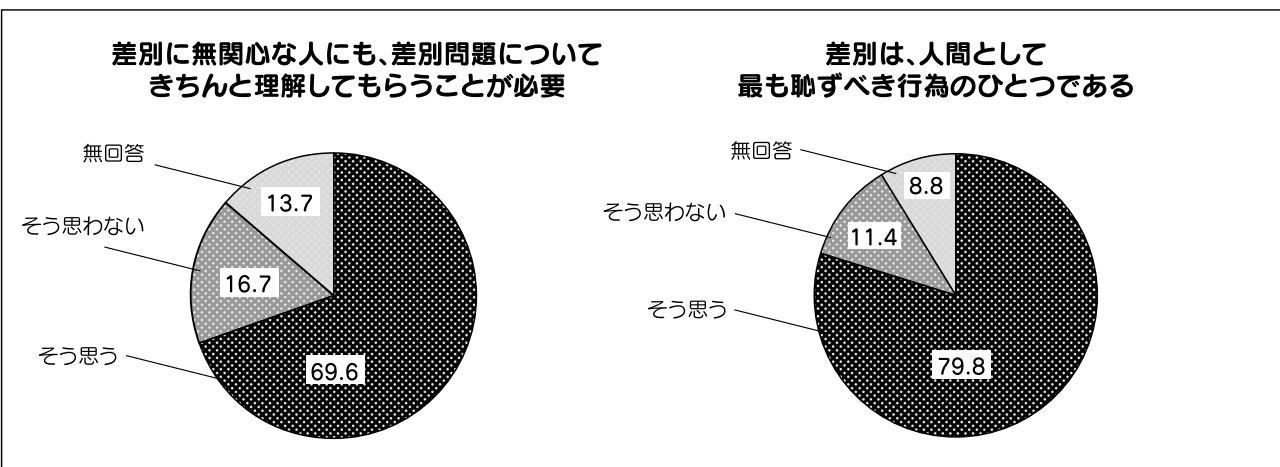
1 策定の趣旨

人権問題とは、個人の存在や尊厳を侵す社会的な問題です。人権問題の解決のために、本市では、これまでさまざまな人権問題の解決に向けての取組を行ってきました。2014(平成26)年に実施した意識調査の結果からは、人権教育や啓発の取組が市民に浸透してきたことがうかがえますが、その一方、今なお予断や偏見に基づく差別やさまざまな人権侵害が起こっています。

こうした状況から、社会情勢や人権をめぐる状況の変化などに応じて計画の見直しを行い、2016(平成28)年3月に第3次福知山市人権施策推進計画「いのち輝き ゆめプラン」を策定しました。

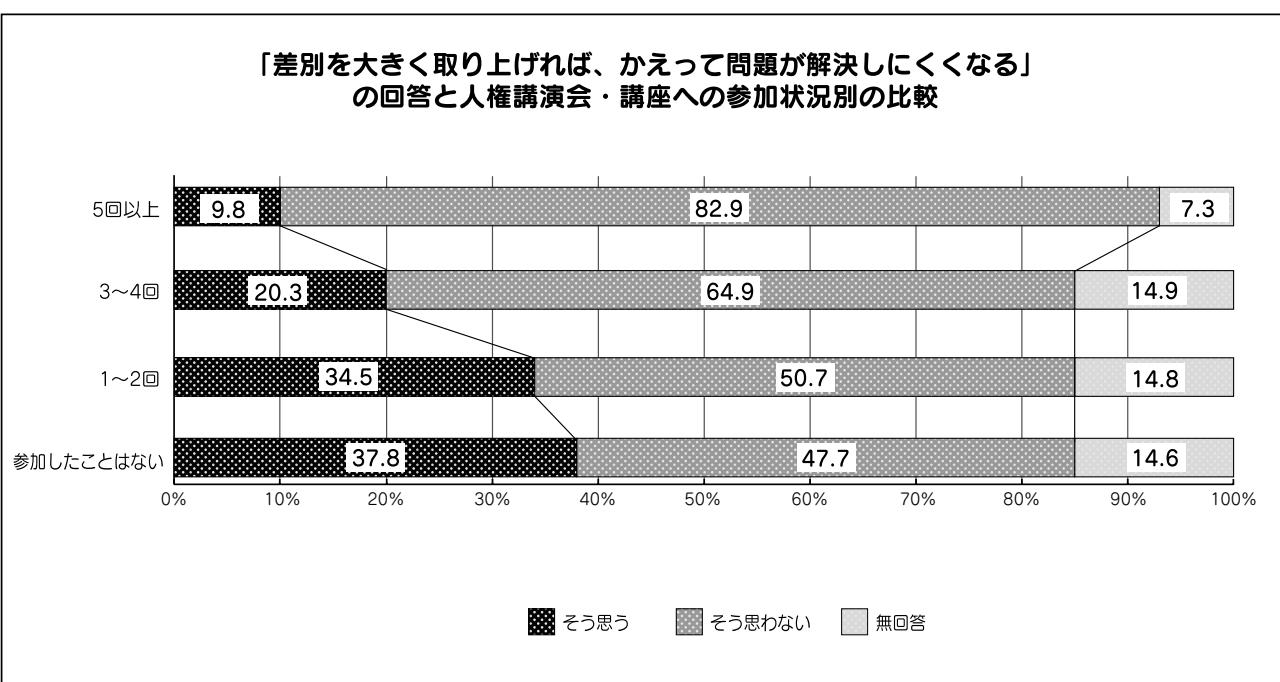
人権に関する市民意識調査より

福知山市では、市民の意識について現状を把握し、今後の人権教育・啓発活動を効果的に推進していくために平成26年に「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。この調査結果も踏まえながら計画見直しを行いました。



差別についてどう考えるかという質問では、「差別は最も恥ずべき行為である」や「無関心な人にも差別問題についてきちんと理解してもらう必要がある」といった回答が多く、「差別は許されない」という基本的な認識が、高い水準で市民の間に根付いていることがうかがえる。

人権問題に対する正しい理解が日常生活の中で人権尊重の行動や態度にあらわれるよう、引き続き「人権教育・啓発」を推進していくことが重要であるといえる。



人権啓発に関する講座・講演会への参加経験が多いほど、差別や人権侵害の解消に向けて社会が積極的に取り上げていくことが必要だと考える傾向がある。

これらの調査結果を踏まえると、人権研修、講座などの教育・啓発の果たす役割は大きいと言える。

※調査結果につきましては、福知山市のホームページに掲載していますので、WEB上より、調査結果の閲覧やデータのダウンロードが可能です。ぜひご活用ください。

5 障害のある人の人権問題

【施策の方向】

- (1)障害のある人が地域社会の一員として安心して生活できる取組を進めます。
- (2)発達障害や高次脳機能障害などの多様な障害について正しい理解と意識啓発を図り、ボランティア等の育成と活動支援に努めます。
- (3)災害時の要配慮者支援体制の確立や、防犯・防災対策についても障害に配慮した対策の推進に努めます。



6 外国籍の人の人権問題

【施策の方向】

- (1)国際交流等の充実と市民協働の取組を推進します。
- (2)行政サービスなどの情報提供の充実に努めるとともに、多言語で対応できる各種相談体制のあり方を検討します。
- (3)お互いの歴史や文化を認め合う人権尊重社会の実現と教育・啓発活動を推進します。



7 感染症患者等の人権問題

【施策の方向】

- (1)それぞれの疾病に対する正しい知識と感染予防方法の理解を促す啓発を推進します。
- (2)関係機関と連携し、人権教育・啓発を推進します。



レッドリボン

「エイズを正しく理解し、HIV、エイズと共に生きる人を応援します。」という意思表示のシンボルです。

8 情報化社会の人権問題

【施策の方向】

- (1)さまざまな場において、情報化社会の人権に関する学習と啓発を推進します。
- (2)各種の伝達手段を用いて広報に努めるとともに、個人情報保護の徹底を図ります。
- (3)インターネットにおける悪質な書き込みについては関係機関と連携し対応します。



9 さまざまな人権問題

アイヌの人々、沖縄の人々、性的マイノリティ(性的少数者)、刑期を終えて出所した人、犯罪被害者など、自殺(死)問題などの社会問題、北朝鮮当局による拉致問題等、その他の人権問題。

【施策の方向】

新たな人権問題についても正しい理解を深め、その解決に向けたそれぞれの相談・支援体制の充実や、施策の構築が図れるように関係機関と連携した取組を推進します。

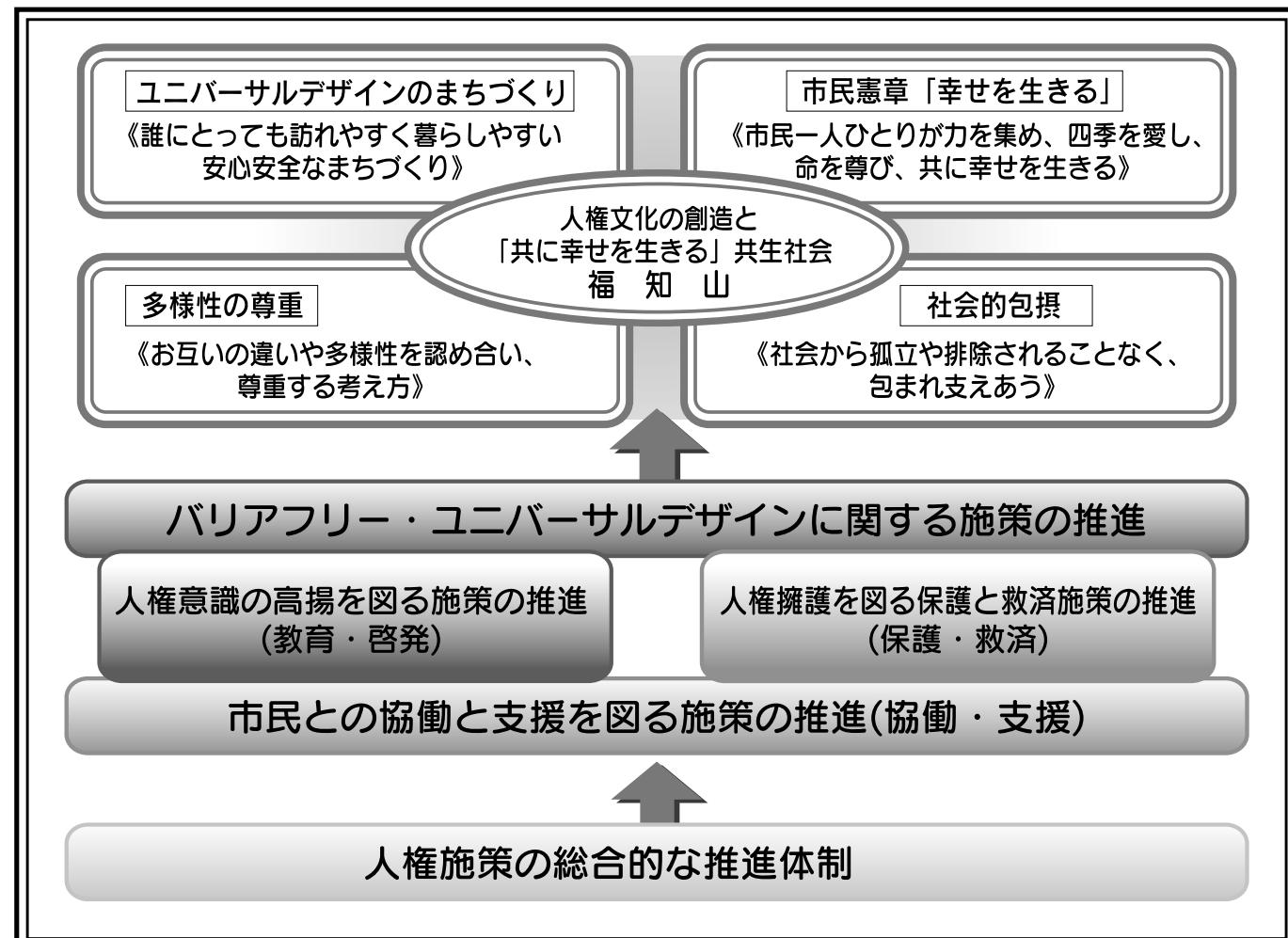
2 計画の基本理念

本計画は、「福知山市市民憲章」を基本として、国および府などあらゆる関係機関や市民、市民団体とも連携して、人権を尊重し、差別のない「多様性あふれる高次機能都市」の実現や誰にとっても訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサル社会の形成」に向けて実施するもので、基本理念は次のとおりです。

【人権文化の創造と「共に幸せを生きる」共生社会の実現】

人間の存在や命の尊厳を侵すことなく、他者の存在を認めて生きるとともに、一人ひとりが、かけがえのない存在であることを認識し、あらゆる機会に、あらゆる方法で実施される人権施策をとおして、人権という普遍的文化の創造と市民が主体となって「共に幸せを生きる」共生社会の実現に努めます。

■基本理念と人権施策推進のイメージ図



3 計画の位置づけと目標年次

計画期間 2026(平成38)年3月まで

本計画は、「未来創造 福知山」などに基づく人権施策に関する分野別計画であり、本市が人権施策を推進するうえでの基本的な計画です。

なお、課題別施策の推進にあたっては、「福知山市男女共同参画計画」や「福知山市障害者計画」など、各課題別分野の計画と合わせて実施するものです。

第3章 基本施策の推進

1 人権意識の高揚を図る施策の推進

あらゆる場面で人権教育・啓発を推進します。

就学前・学校

- 子育てに関する情報の発信と支援活動の充実
- 教職員研修の充実
- 学習方法の工夫
- 一人ひとりの課題に即した個別指導の推進

家庭

- 家庭教育に関する学習機会と効果的な情報提供
- 相談体制の充実

地域社会

- 身元調査お断り運動
- 情報の提供や学習機会の提供
- 相談体制の充実

企業・職場

- 公正採用選考の促進
- 職場の人権侵害防止に向けた人権研修の充実
- 人権教育・啓発のリーダーの育成
- 学習教材・情報の提供
- 労働にかかわる法制度の周知

【人材の育成】：指導者の養成。講座等の内容の充実。情報提供や受講者が実践できる場づくり。



【調査研究の充実】：市民意識調査の実施。他都市など先進的な取組の情報収集や調査。

【人権問題と深い関わりを持つ職業従事者】：豊かな人権感覚を有する人材の育成。

【市職員・教育関係者・医療関係者・保健福祉関係者・消防関係者・その他の関係者】

2 市民との協働と支援を図る施策の推進

市民参加・市民参画の推進



各種団体との協働と支援の推進

3 人権擁護を図る保護と救済施策の推進

人権相談に関するネットワークの構築



保護と救済を図る施策の推進



4 バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する施策の推進

普及、啓発する取組の推進

バリアフリー(ハード・ソフト)の推進

ユニバーサルデザインの視点でのサービス向上の取組

「ユニバーサルデザイン推進指針」に基づく施策・事業の推進

5 人権施策の総合的な推進体制

府内関係部署や国・府・他の市町との連携を密にして、総合的な体制による人権施策の推進に努めます。
また、成果指標などにより施策の実施内容や進捗状況の点検・評価を行い、より効果的な取組を進めます。

第4章 課題別施策の推進

1 同和問題

【施策の方向】

- (1)差別意識の解消に向けた人権教育・啓発に取り組みます。
- (2)身元調査や戸籍謄本等の不正取得の対策強化を図ります。
- (3)「人権と福祉の拠点施設」の機能の充実を図ります。
- (4)差別を許さない豊かな人権感覚をもった人材の育成を進めます。



2 女性の人権問題

【施策の方向】

- (1)暴力や人権侵害を許さない教育・啓発、「DV防止計画」に基づく取組を行います。
- (2)相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。
- (3)ワーク・ライフ・バランスの啓発と就労相談や就労支援に努めます。
- (4)女性があらゆる分野において参画する機会が確保されるよう取り組みます。



3 子どもの人権問題

【施策の方向】

- (1)児童虐待やいじめなどの相談・支援体制の強化を図ります。
- (2)子どもの貧困の連鎖を断ち切るための総合的な取組を進めます。
- (3)豊かな人権感覚をもった人材を育成するため関係機関と連携した取組を行います。
- (4)発達障害の正しい認知と理解を促す啓発を推進します。



4 高齢者的人権問題

【施策の方向】

- (1)人権が尊重され住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられる地域包括ケアシステムを構築します。
- (2)高齢者の権利擁護を推進するための啓発や相談体制の充実、虐待防止に努めます。
- (3)相談窓口である地域包括支援センターの機能強化を図ります。

